

第30回あはき療養費検討専門委員会 施術の「料金包括化」が療養費の改定で焦点

厚生労働省は第30回あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう（あはき）療養費検討専門委員会を1月25日柔整の専門委員会に引き続き開催し、あはき療養費の6年の料金改定について議論した。

前回の議論で施術者側と保険者側で隔たりのあった現行の施術部位数に応じた報酬から、施術1回あたりの「料金包括化」への移行は、導入を主張する施術者側と反対する保険者側で意見が対立し、今回の議論でも埋まらなかった。

保険者側は定期的・計画的な往療による施術の料金体系「訪問施術料（仮）」が創設される方向性を踏まえ、料金包括化を同時に実施する影響の大きさを懸念した。さらに、訪問施術料による受療行動の変化の分析が必須とし、6年改定での料金包括化の導入を見送るよう求めた。

施術者側は、約25%の施術部位数1～3の患者の施術料は上がるが、それ以外の施術部位数が多い患者の施術料は低減する見通しを紹介。財政中立を前提に料金包括化の導入を主張した。

前回反対意見がなかった離島や中山間地等に係る加算の創設や、訪問施術料の導入と同時に実施される突発的な往療の際に算定できる往療料はことについて、同省は医師の同意とは別の事情で通院困難となった場合の対応を示した。

施術録と支給申請書の摘要欄に、突発的な往療が必要となった年月日、医師の氏名や医療機関名を記載することで、施術者と医師との連携を強化するとした。



第30回あはき療養費検討専門委員会